

【参考１】主な収用補償金の課税区分一覧表

補償金の種類		税法適用上の区分	所得区分	摘要
土地の取得に係る補償		対価補償金	分離譲渡所得	棚卸資産を除く。
土地に関する所有権以外の権利の消滅に係る補償				
移転料 建物等の	建物移転料	移転補償金	一時所得	実際に建物等を取り壊した場合には対価補償金として分離譲渡所得とすることができる。ただし、棚卸資産を除く。
	工作物移転料			
動産移転料		移転補償金	一時所得	交付の目的に従って支出した場合には、総収入金額に算入しない（支出後残額が生じた場合は、一時所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。）。
仏壇・神棚移転料				
仮住居補償費				
仮倉庫補償費				
仮車庫補償費				
家賃減収補償		収益補償金	不動産所得	—
借家・借間人補償		対価補償金	総合譲渡所得	—
配偶者居住権、配偶者敷地利用権の消滅等に係る補償金		対価補償金	総合譲渡所得	—
墳墓改葬料		精神補償金	非課税	—
弔祭料				
祭祀料（遷座祭典料）				
移転雑費	移転先選定に要する費用	移転補償金	一時所得	交付の目的に従って支出した場合には総収入金額に算入しない（支出後残額が生じた場合は一時所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。）。 ※ 建物等を取り壊した場合でも、対価補償金とすることはできない。
	法令上の手続に要する費用			
	転居通知費・移転旅費			
	その他雑費		補償の実体的な内容に応じて判定	
就業不能補償		収益補償金	事業又は雑所得	—
立木	庭木	移転補償金	一時所得	伐採をした場合は総合譲渡所得
	用材林	対価補償金	山林所得	所有期間が5年を超えるもの
	収穫樹	移転補償金	一時所得	伐採をした場合は総合譲渡所得
営業補償		収益補償金	事業又は雑所得	—
特産物補償				
天恵物補償				
飲料水補償		その他の補償金	一時所得	—
し尿処理補償				